

# 農業者戸別所得補償法案

～ 担い手は特定の経営体かすべての農業者か～

農林水産委員会調査室 やました よしひろ  
山下 慶洋

政府は、平成 19 年 4 月から「戦後農政の大転換」ともいうべき品目横断的経営安定対策を導入し、助成対象を原則 4 ha 以上の規模要件を満たす担い手に集中させることとした。しかし、民主党はこの政策を小規模農家を切り捨てるものと評価し、第 164 回国会の平成 18 年 2 月に「食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案」（以下、「農政等改革基本法案」という。）を衆議院に提出したという経緯があった。

平成 19 年 7 月の参議院通常選挙において、民主党は戸別所得補償制度の創設をマニフェストに掲げ、選挙結果により農村からの支持が得られたものとして、「農政等改革基本法案」から戸別所得補償制度に関する部分を取り出した、実施法である「農業者戸別所得補償法案」を第 168 回国会の平成 19 年 10 月 18 日に参議院に提出した。

同法律案は、参議院農林水産委員会において、11 月 8 日に多数で可決、翌 9 日の参議院本会議において多数で可決され、衆議院に送付された。なお、衆議院農林水産委員会では、第 168 回国会において質疑が 2 回行われた後、継続審査となった。

本稿は、「農業者戸別所得補償法案」の提出理由、法律案の概要、主な論点等を紹介するものである。

## 1. 本法律案の提出理由

民主党の発議者から、主として以下のような考えが示された。

政府は、平成 19 年 4 月から「戦後農政の大転換」と称して「品目横断的経営安定対策」を導入した。これは、経営の規模により国が支援する農業者を選別するという「究極の選別政策」であり、特定の経営体だけが農業の担い手であるとの認識のもと、農業の構造転換を性急に押し進めようとする、財政効率だけを優先させた政策である。

農村は、専業や兼業、あるいは大規模や小規模など多様な形態の農業者と、非農家とが混在して構成され、伝統的な自治機能をなお色濃く残している地域でもある。さらに、農業・農村は、食料生産だけでなく、国土・自然環境の保全や地域社会の形成など多面的な役割を担っている。この役割は、そこに住み生活する農業者が担っており、政府が施策を集中させようとしている特定の経営体だけで果たすことはできない。特定の経営体の育成だけを優先させる政策ではなく、地域、あるいは集落として農業の振興を図る、農業と農村振興とが一体となった政策こそが農業再生・地域再生の鍵であると民主党は考えている。

一方で、農村、特に中山間地域の農村は大きな岐路に立っている。我が国の農業に従事する基幹的農業者の約 6 割が 65 歳以上の高齢者であり、いつまでも地域の農業を任せら

れるわけではない。我が国が人口減少社会に入らる中で、政府が進めてきた効率や採算偏重の政策のしわ寄せが農村に押し寄せていることも見逃してはならない。このままでは農業の構造改革が進むより先に農業の生産基盤自体の崩壊が先に進んでしまう。こうした政府の政策を是正し、現実に適応した、地域主体のしっかりした農業振興に取り組むとともに、国が画一的な特定の経営体や営農組織の構築を進めるという押しつけの政策ではなく、生産者全てが参加して地域の農業、農村の将来を考えて行動することが必要である。その枠組の中から実態に即した農地の流動化、生産の組織化といった取組を始めてもらう。そのためにも、農業者はその規模、形態にかかわらず全て担い手と位置づけ、小規模な農家も大切にすることが必要である。

また、我が国の食料自給率は平成 18 年度の概算値で 40% を割り込む一方で、世界の人口増加による食料需要の増加、バイオ燃料用としての新たな需要の発生等により、世界的な食料供給の逼迫も懸念される。さらには輸入農産物に対する安全性への不安も国民の間に高まっている。こうした食料の安全保障、安全性の観点から、食料の国内生産の確保が喫緊の課題であり、主に自給率が低い作物の生産振興を積極的に進める必要がある。国民が安心して質の高い食生活を送ることができるよう、国内で安全な農産物を安定供給する仕組みが求められている。その前提条件として、意欲ある農業者が安心して生産し、農村の変化に対応した地域主体の農業を確立するため、本法律案を提出した<sup>1</sup>（提案理由説明より。下線は筆者による。）。

## 2 . 本法律案の概要

本法律案と対比される政府の「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平成 18 年法律第 88 号)(以下、「担い手経営安定新法(品目横断的経営安定対策)」という。)と比較しつつ説明する。

### (1) 目的

本法律案は、「食料の国内生産の確保」及び「農業者の経営の安定」により、「食料自給率の向上」及び「地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保」を達成するとしているが、担い手経営安定新法では、「担い手の農業経営の安定」及び「食料の安定供給の確保」を目的としている。

### (2) 対象農家

本法律案は、国、都道府県及び市町村が設定した生産数量の目標に従って主要農産物を生産する全ての販売農業者を対象とし、具体的要件は政令に委任するとしている。

品目横断的経営安定対策では、対象となる農業経営の規模要件を原則、認定農業者 4 ha(北海道 10ha)以上、集落営農組織 20ha 以上(条件が不利な中山間地域や複合経営等には経営規模の特例措置あり)に限定している。

### (3) 対象農産物

本法律案は、農産物の標準的な生産費と標準的な販売価格との差額を基本として補てんするものである。生産費が販売価格を構造的に上回っている農産物であれば、主要農産物として政令で指定される。特に本法律案では「米」を対象とすることを明記してい

る。ただし、本法律案は農作物を対象とするもので、畜産物は対象とされていない。

品目横断的経営安定対策では、米穀・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの5品目となっているが、米穀は、関税措置により生産条件格差が実質的に補正されているため、「生産条件不利補正対策」の対象とはされておらず、販売収入下落分の一部を補てんする「収入減少影響緩和対策」においてのみ対象とされている。

#### (4) 生産数量の目標

本法律案は、国、都道府県及び市町村に対し、主要農産物の種類ごとに「生産数量の目標」の設定を求め、その達成に向け努力義務を課すことにより、食料自給率の向上を目指すものである。生産数量の目標は毎年設定するが、中長期的には「10年後に食料自給率50%、将来的に60%」を達成するよう設定する。この生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者が農業者戸別所得補償金（販売農業者交付金）の交付対象者となる。

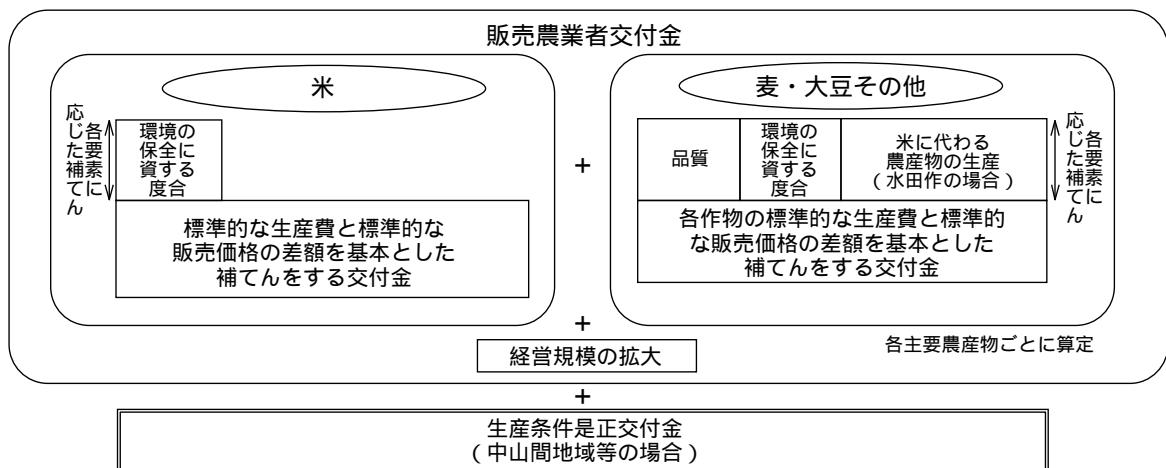
#### (5) 支援の内容

本法律案では、販売農業者の所得を補償するために、農業者戸別所得補償金を交付する。この補償金には、販売農業者交付金と生産条件是正交付金の2種類がある。販売農業者交付金は、農産物ごとの標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を補てんし、生産条件是正交付金は、生産条件が不利な中山間農業地域等と平地農業地域の生産条件の格差を是正するものである。

品目横断的経営安定対策は、一定規模以上の経営体の農業経営の安定を図ることを目的とするものである。また、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、実際の作付農産物の生産面積・種類に関係なく、品目横断的に過去の生産実績を中心にした支援を行う。交付金の内容は、生産条件格差是正交付金（(a)生産条件の不利を補正するための、過去の生産実績に基づく一定額の交付金、(b)毎年の品質・生産量に基づく交付金）、農産物の価格下落に対し一定割合を補てんする収入減少影響緩和交付金で構成されている。

### 農業者戸別所得補償金の仕組み

〔農業者戸別所得補償金 = 販売農業者交付金 + 生産条件是正交付金〕



(出典) 民主党資料

(6) 財源

本法律案は、平年度ベースで約1兆円の財源枠を用意する。

品目横断的経営安定対策では、担い手経営安定新法に基づく交付金を交付する農業経営安定事業に関する経理を明確にするために「食料安定供給特別会計」が設けられており、これまでと同水準の支援とすると説明されている。

農業者戸別所得補償法案と担い手経営安定新法の比較

	農業者戸別所得補償法案	担い手経営安定新法
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料の国内生産の確保</li> <li>農業者の経営の安定</li> <li>食料自給率の向上</li> <li>地域社会の維持、活性化等の農業の多面的機能の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の農業経営の安定</li> <li>食料の安定供給の確保</li> </ul>
対象農産物	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産費と販売価格との差額を基本とした補てん</li> </ul> <p>〔主要農産物：米、麦、大豆その他政令で定めるもの 〔政令で定める作物として、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、雑穀、菜種、飼料作物等を想定〕〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>諸外国との生産条件の格差を是正</li> </ul> <p>〔麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、(米穀)〕</p>
対象農家	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産数量の目標に従って主要農産物を生産する全ての販売農業者</li> </ul> <p>〔地域における農業者の共生、集落機能の維持に着目した措置〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積要件等で対象農家を限定 <ul style="list-style-type: none"> <li>認定農業者（個人・農業生産法人） <ul style="list-style-type: none"> <li>都府県 4ha 以上</li> <li>北海道 10ha 以上</li> </ul> </li> <li>集落営農組織 20ha 以上</li> </ul> </li> </ul> <p>〔特定の経営体の農業経営の安定のための措置〕</p>
生産数量の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、都道府県及び市町村の連携により、主要農産物の種類ごとに設定</li> </ul> <p>〔10年後に食料自給率50%、将来的に60%を達成するよう目標を設定〕</p>	<p>〔食料自給率向上との具体的な関連性は見えない〕</p>
支援の内容	<p>〔特徴〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個々の農産物の生産に着目した支援</li> </ul> <p>〔内容〕</p> <p>(農業者戸別所得補償金の支払い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売農業者の所得を補償するための交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>○生産数量の目標に従った生産が条件</li> <li>○主要農産物の種類ごとに、毎年の主要農産物の生産面積(販売生産量換算)に応じた支払い</li> <li>○次の要素を加味する <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質</li> <li>・経営規模の拡大</li> <li>・環境の保全に資する度合</li> <li>・米に代わる農産物の生産</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>現行の中山間地域等直接支払制度を恒久化</li> </ul>	<p>〔特徴〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実際の作付農産物の面積、種類に関係なく、品目横断的に過去の生産実績を基本として支援</li> </ul> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の生産実績に基づく支払い <ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年、一定額の支払い</li> <li>○他の農産物生産に転換しても支払う</li> </ul> </li> <li>毎年の生産量・品質に基づく支払い <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象農産物の種類ごとに、品質別の生産量に応じた支払い</li> </ul> </li> <li>収入減少影響緩和交付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象農産物(米を含む)の販売収入の下落の一部を補てん</li> </ul> </li> </ul>
経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>約1兆円(平年度ベース)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,700億円(平成19年産ベース)</li> </ul>
施行期日	平成21年4月1日	平成19年4月1日

(注) 担い手経営安定新法とは「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)」を指す。  
(出典) 民主党資料より作成

### 3. 主な論点

参議院及び衆議院の委員会では、主な論点として、(1)本法律案と担い手経営安定新法(品目横断的経営安定対策)の相違、(2)米に所得補償を行う理由、(3)農業者戸別所得補償金の交付金額の水準、(4)経費1兆円の積算根拠、(5)現行の生産調整と本法律案の需給調整の相違、(6)農産物の自由化との関係、が取り上げられた。

#### (1) 本法律案と担い手経営安定新法(品目横断的経営安定対策)の相違

まず、本法案と政府の担い手経営安定新法(品目横断的経営安定対策)との違いについて、議論がなされた。

発議者は、「大規模な農家も小規模な農家もある、兼業農家も専業農家もある。そういった方が一体となって農村が構成され、農業が展開される。その上で、今回の品目横断対策の最大の間違ひは、こういう経営体をつくりなさいということを入力で指定したことである。農業、農村を守る状況が厳しい状況だからこそ、その地域でどういう農業が展開するか、どういう担い手を育成するか、そこで考えればいい<sup>12</sup>」としている。品目横断的経営安定対策では、一定規模以上の農業経営体(担い手)に支援を集中することにより、農業の構造改革を進め、国際競争力の向上を図ろうとしている。

本法律案では、小規模な農業者も含めた全ての販売農業者に対し、主要農産物の標準的な生産費と標準的な販売価格との差額を基本とした所得補償をすることで、「食料・農業・農村基本法」の4つの基本理念、食料の安定供給の確保(第2条)、多面的機能の発揮(第3条)、農業の持続的な発展(第4条)、農村の振興(第5条)の実現を目指すとしている。

また、対象農家や販売農家について、発議者は「基本的には政令に10a以上、あるいは市町村長が販売を行っている農家と判断するという規定を置くことを考えている。さらに、そういった個別経営体だけでなく、集落営農も対象になり得ると想定している。ただし、集落営農は、現行の品目横断対策のように生産法人の計画をつくる、あるいはは経理を一元化する規定や面積規定の要件を設けることも考えていない。その地域の実情に応じた集落営農をつくればいい<sup>13</sup>」との答弁がなされている。

さらには、「農業、農村の役割は単に食料の生産だけではない。国土や自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承、さらには地域社会そのものの形成など、様々な多面的な役割を担っている。農業生産、地域社会を守るため、規模の大きな担い手だけでなく、専業農家、兼業農家、また高齢農家、小規模農家、様々な形態の農家が農業を続け、農地を守り、そこに住むことが必要である。そういった意味ですべての販売農家を対象としている<sup>4</sup>」としている。

#### (2) 米に所得補償を行う理由

品目横断的経営安定対策では、所得補償の対象に米が入っていないにもかかわらず、なぜ、本法律案で米を主要農産物の対象とするのかが議論された。

この点について、まず、発議者は「米の生産費と価格の状況を見ると、労賃はおろか物財費すら出てない、そういう地域が日本全国、中山間地域を中心に広がっている<sup>5</sup>」とし、これまで様々な施策を講じてきたにもかかわらず、現在、「標準的な生産費」が

「標準的な販売価格」を上回り、これが農業全体に大きな影響を与えていることから、支援の対象にすべきものと答弁している。

また、米価の下落の構造的要因も挙げている。まず、需要サイドの問題として、「一人当たりの米の年間消費量は下げ止まりの感があるが、日本はこれから人口減少社会に入っていく中で、米の需要はやはり下がってくると見る必要がある。一方で、一般的に価格が下がれば需要が伸びるが、米の場合は価格の弾力性が小さく、価格が下がっても需要が伸びない<sup>6</sup>」としている。供給サイドの問題としては、「農家は米が作りやすい。特に小規模な農家には米が一番作りやすい、どうしても過剰基調が出てきやすい。そして、長期的な需要を見ながら需給調整をやっていくこと、また米価を維持していくことはなかなか難しい<sup>7</sup>」としている。さらに、価格メカニズムの変化として、「コメ価格センターで米の入札が行われるときは、買手も大口であり、品質の良い物を大量に買うという中で米価を維持するのは本当に大変<sup>8</sup>」であることを挙げている。

こうした点を踏まえ、「米価下落が農家を直撃するだけでなく農村の経済を直撃する状況の中で、米にも一定の所得補償をしながら農家経済を支え、地域の農村振興にも資する視点が大事と考え、米を今回の戸別所得補償法案の中の対象品目に入れた<sup>9</sup>」と答弁している。

#### (3) 農業者戸別所得補償金の交付金額の水準

発議者は「米についての交付金水準は、法目的に資する水準となるよう措置することを考えている。具体的な交付水準は、法案成立後に、専門家の意見、有識者の意見等を踏まえ、農政当局とも十分に検討を重ね、適正かつ適切な水準とする<sup>10</sup>」としつつ、発議者の責任の下で、補償交付金水準の試算値を示した。この試算値は、「物財費などの実際の支払額は全額算入し、自己資本利子、自作地地代は不算入、家族労働費は8割算入などの前提を置いているが、60kg当たり約3,000円としている<sup>11</sup>」との答弁があった。

#### (4) 経費1兆円の積算根拠

本法律案の実施のための経費として平年度ベースで1兆円が見込まれているが、その積算根拠について質された。

この点について、発議者は「積算基礎は、対象作物が決まった場合に個々の作物についての単価を幾らぐらいに設定するかが決まらなると積算ができない<sup>12</sup>」としつつ、「米の生産費の数字をそのまま適用するか、農家の手取りをどのように把握するか、様々な課題がある。自給率の低い作物も生産誘導するためにどれだけの単価設定が必要かは定まっていない<sup>13</sup>」として、「この1兆円について積算根拠はなく、まずは1兆円という額が必要であり、1兆円を確保するという宣言である<sup>14</sup>」と答弁している。これは、所要経費1兆円が自給率向上あるいは所得補償の政策を講じるのに必要な1兆円という枠を確保する「宣言」であるため、1兆円の積算根拠はないが、根拠のある、なしという意味での数字ではなく、厳しい財政状況の中にあっても責任を持って1兆円は確保するという宣言とされている。

なお、財源については、「一つの考え方として、例えば農林水産省予算を少し節約するとしても、農林水産省予算が2兆7,000億円しかない中では1兆円を生み出すのは難し

いため、残りの部分は全体の予算の見直しの中で1兆円という枠を是非確保したい<sup>15</sup>」と答弁している。これは、平成19年産ベースの品目横断的経営安定対策関連予算として約3,600億円あり、また2.7兆円ある農林水産省予算の1割程度を節約し、さらに全体の予算の無駄な部分の見直しにより、3,000～4,000億円充てることを想定したものと見られる。

#### (5) 現行の生産調整の廃止と本法律案の需給調整の相違

まず、第164回国会に提出された「農政等改革基本法案」で規定された「生産調整の廃止」の条文が本法律案にはなく、方針を変更したのかどうかについて質された。

この点について、発議者は「現行の生産調整は、米を作らないことを求めるだけで、生産調整を実施してもコスト割れに対して何も手当がない。農政等改革基本法案は、この問題のある現行の生産調整システムを廃止する趣旨であった<sup>16</sup>」と述べている。本法律案では、行政が関与して計画生産の枠組みをつくり、コスト割れ分を基本的に補償する新しい制度を創設する。農政等改革基本法案で規定した現行の生産調整の廃止をまさに具体化したものである。

また、米について、本法案で想定している「需給調整」と、現在行われている「生産調整」とは、どこが異なるのかが質された。発議者から「基本的には、それぞれの生産者、そして市、町、それから県、国と生産数量目標を上げていく。そこで全体調整をして、全体的には国が決める。それをもう一度それぞれの方々に生産数量目標として下ろしていく。ここが今の生産調整と違う部分である<sup>17</sup>」との答弁がなされている。また、「今回の計画生産は、計画に則り作っている農家に所得補償し、言わばポジの考え方で立っている。今までの生産調整は、言わばネガ、作らないことに対して代償措置として補てん金を出してきた。そこに大きな発想の転換がある<sup>18</sup>」としている。現行の生産調整は、米を作らないことを求め、生産調整を守っても米を作るコスト割れに何も手当がなく、転作して交付金が出る仕組みである。このため、行政が関与して計画生産の枠組みを作り、これを守って米を作る農業者に対して、米のコスト割れが生じた場合に補償するという新しい制度を創設するのが、本法律案であるとしている。

#### (6) 農産物の自由化との関係

小沢民主党代表や輿石参議院議員会長をはじめ、我が国は農産物を自由化すべきだとする民主党幹部の農産物貿易政策に関する発言をめぐって議論があった。

この点について、発議者は「これからWTO、FTAを進める中で、日本の農業を守るということは絶対条件である。関税が下がるときにはこの戸別所得補償政策により、また生産費と市場価格が下がった場合にはその価格の差を補てんすることにより、農業を守っていくとの趣旨を述べたものと理解している。そういう意味において、関税障壁を下げてどんどん農産物が入ってきてもいいというスタンスには立っていない<sup>19</sup>」と述べている。民主党として、関税の撤廃や関税の大幅引下げを行えば、日本農業が壊滅的な打撃を被ることは必至であるとの考えをとりつつも、我が国は貿易立国であり、また、日本経済は自由貿易を基盤に成り立っているため、WTO及びFTA・EPAの推進は重要であるが、我が国の農業・農村を守ることは絶対条件であり、民主党の主張と本法

律案の趣旨に齟齬はないとしている。

一方で、WTO及びFTA交渉は交渉ごとであるため、状況によっては、関税を引き下げざるを得ない場合も排除できないが、「交渉の中で、守るべきもの、取るべきものが決まってくる<sup>20</sup>」としている。このため、民主党としては、国内農業を守る手段として、関税の維持だけでなく、EUで導入されている直接支払による仕組みも有効な手段ではないかと考えられることから、発議者は「守るべきものは守る中で、関税だけで守れるものは関税で守ったらいい。そして直接支払で農業を守れるならば、そのアプローチもある得る<sup>21</sup>」との見解を示している。

#### 4. むすび

農業の構造改革を目指し、意欲と能力のある担い手に助成を行う「品目横断的経営安定対策」と、地域の農業・農村を支えるすべての販売農業者に支援を行う「農業者戸別所得補償」とでは、我が国の農業・農村をめぐる現状をどのように捉え、農業・農村の将来的な方向性をどこに置くのかという考え方の違いが明確に示されている。ところが、昨年末、政府は、19年度からスタートした品目横断的経営安定対策制度の基本を維持しつつ、現場からの要望等を取り入れて見直しを行った。本対策の対象農家は一定の規模要件が必要とされていたが、この見直しで市町村特認制度が設けられ、地域水田農業ビジョンに位置づけられた農業の担い手は、高齢者や小規模な農家でも本対策への加入が可能となり、制度で設けた規模要件の趣旨が薄れてしまったものと見られる。将来に向かって農業構造の脆弱化を解消し、意欲と能力のある担い手に農地を集積していくことは避けられない一方、世界的に先進国の農業では消費者負担から納税者負担による農業保護が大勢であることなどを踏まえて、将来的に我が国の農政がいかにあるべきか、今後ともその成り行きが注目される。

---

<sup>1</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 3 号 1 頁 (平 19.10.30)  
<sup>2</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 5 号 2 頁 (平 19.11.6)  
<sup>3</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 9 頁 (平 19.11.1)  
<sup>4</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 5 号 1 頁 (平 19.11.6)  
<sup>5</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 9 頁 (平 19.11.1)  
<sup>6</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 5 頁 (平 19.11.1)  
<sup>7</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 5 頁 (平 19.11.1)  
<sup>8</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 5 頁 (平 19.11.1)  
<sup>9</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 5 頁 (平 19.11.1)  
<sup>10</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 27 頁 (平 19.11.1)  
<sup>11</sup>第 168 回国会衆議院農林水産委員会会議録第 5 号 12 頁 (平 19.12.12)  
<sup>12</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 17 頁 (平 19.11.1)  
<sup>13</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 17 頁 (平 19.11.1)  
<sup>14</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 17 頁 (平 19.11.1)  
<sup>15</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 5 号 17 頁 (平 19.11.6)  
<sup>16</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 22~23 頁 (平 19.11.1)  
<sup>17</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 16 頁 (平 19.11.1)  
<sup>18</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 17 頁 (平 19.11.1)  
<sup>19</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 13 頁 (平 19.11.1)  
<sup>20</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 19 頁 (平 19.11.1)  
<sup>21</sup>第 168 回国会参議院農林水産委員会会議録第 4 号 19 頁 (平 19.11.1)